

厚生関係施設の利用実績

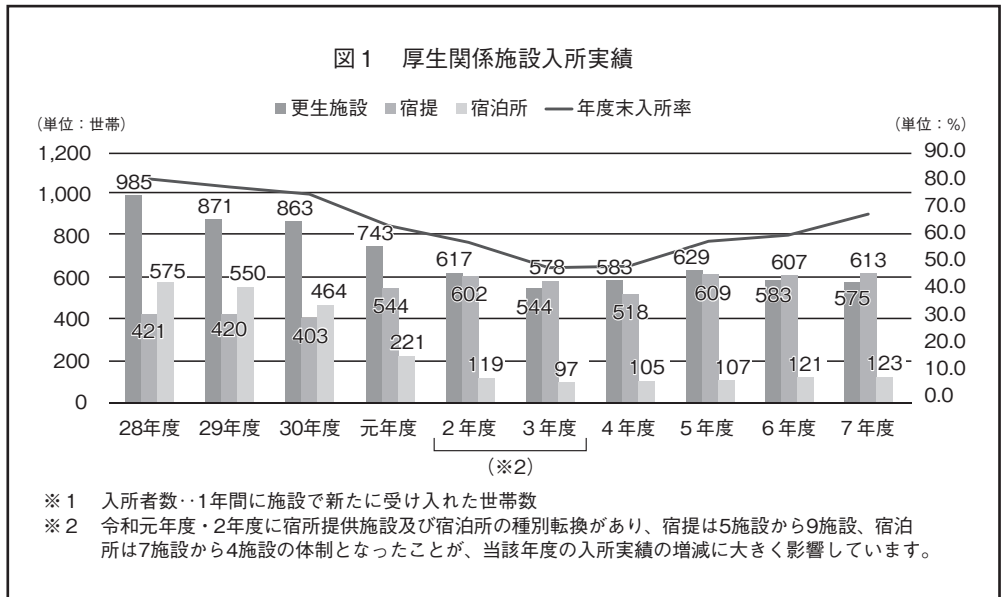
■厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合は、23区の共同処理事務として厚生関係施設（更生施設、宿所提供施設及び宿泊所）を設置・管理しています。厚生関係施設は、生活に困窮している方や居所に困っている方に対するセーフティネットの一翼を担うものです。現在、生活保護法に基づく保護施設である更生施設7施設（男性単身5施設、女性単身2施設）及び宿所提供施設（以下「宿提」といいます）。8施設並びに社会福祉法に基づく宿泊所4施設の合計19施設を設置・管理しています。

■利用状況

図1は直近10年間の厚生関係施設入所者数（※1）を示したものです。令和7年度は、厚生関係施設（更生施設8施設（社福）特別区社会福祉事業団設置更生施設塩崎荘を含む。）及び宿提8施設並びに宿泊所3施設）合計で13111世帯を受け入れました。

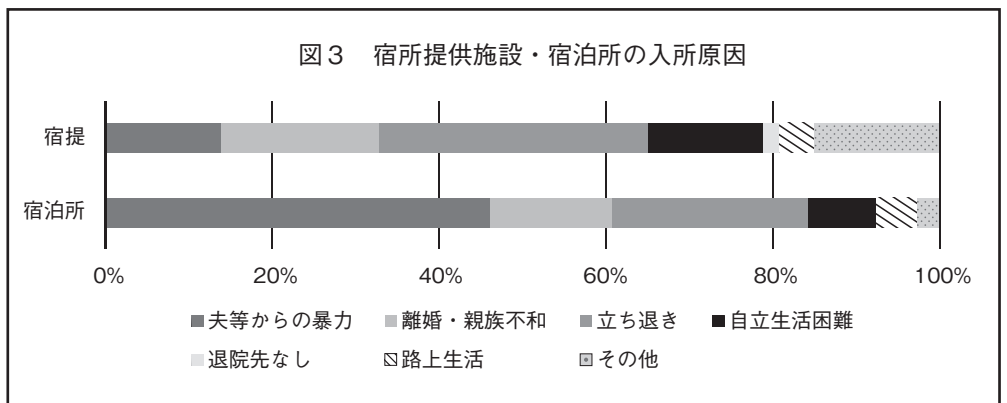
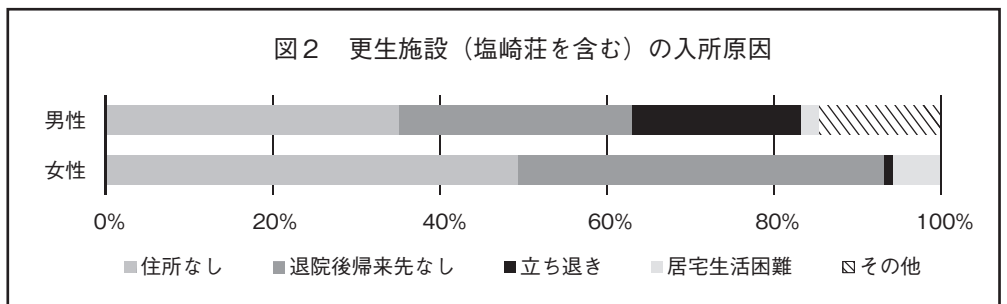
平成28年度から受入れ世帯数は対前年度比で減少を続けてきましたが、令和4年度は増加に転じ、令和7年度下半期から年度末の宿提南千住荘廃止に向けて実施した入所制限・停止の影響があるものの、引き続き令和7年度も概ね同水準を維持しています。また、年度末入所率も



■入所原因

図2は更生施設（塩崎荘を含む）の入所原因を割合で示したものです。男性は居所がない方が約35%、次いで病院退院後に帰来先がない方が約28%となっています。女性は居所がない方が約半数を占め、次いで退院後に帰来先がない方が約44%となっています。また、利

同様に、令和4年度から上昇する傾向にあります。



用者には障害者手帳をお持ちの方が一定程度あり、同年度末時点での状況として、精神障害者保健福祉手帳は男性施設で17%、女性施設で34%程度の方が所持しています。その他、アルコール依存症については、男性施設で8%、女性施設で3%程度の方がその診断を受けています。近年精神疾患を抱える方の割合が増える傾向にあり、地域での居宅生活に向けてより適切な支援が必要になってきています。

図3は宿提及び宿泊所の令和7年度における

入所原因を割合で示したものです。現在、宿提及び宿泊所では緊急一時保護事業を実施し、居所を喪失し緊急対応を要する世帯の受入れ等を行っています。受入れ対象者は、り災により居所を失った方を除き、女性単身又は家族であり、パートナー等からの暴力(DV)及び離婚・親族不和など家庭内の問題で緊急対応を必要とする方が、宿提で33%、宿泊所では61%程度を占めています。緊急一時保護事業での施設の利用期間は原則3か月ですが、利用期間を延長した世帯の割合は近年増加傾向にあります。昨年度も前年比4%増加して50%程度となり、短期での自立が困難な世帯が約半数を占めています。

■厚生関係施設のサービス向上のための取組状況

令和5年7月、特別区福祉主管部長会は「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度〜40年度)」の中間年度に当たることからこの計画の見直しを行い、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度(令和元年度)〜令和10年度【中間見直し版】」を取りまとめ、同年9月の特別区長会で報告し、了承されました。

また、この報告に基づき、同年11月特別区福祉主管部長会第1部会に「厚生関係施設のサービスのあり方検討委員会」(以下「検討委員会」といいます。)が設置され、令和4年度増加に転じた厚生関係施設の入所率のさらなる向上のための具体的な取組の検討が行われました。この検討委員会における約1年にわたる検討を経て、最終的に、検討結果(報告書)が、令和7年3月の特別区福祉主管部長会において了承されました。

(主な検討結果と取組状況)

●施設や事業の周知(福祉事務所の要請に基づく出張による説明会の実施)

↓福祉事務所を訪問し、厚生関係施設の利用説明会を実施し、11区25福祉事務所、延べ290名の職員の方が参加されました。

●施設・事業の周知(福祉事務所向け資料の印刷・製本による配付)

↓令和7年中の暫定版の発行を経て、これまでの種々の配付物を集約し、わかりやすく内容を刷新した令和8年版の「厚生関係事業のご案内」を発行しました。

●更生施設入所待機期間の提示

↓「当該週内の退所予定数」及び日々の「入所予定者の待機状況」の情報を福祉事務所に毎日提供しています。

●緊急一時保護事業の入所調整に係る聴取事項の整理

↓入所調整にあたり聴取する内容をまとめた「入所調整シート」を福祉事務所に提供し、本シートを活用した入所調整を開始しました。

●緊急一時保護事業の入所・利用延長期間の見直し

↓入所から6か月を超え9か月までの利用について、利用期間が3か月を超える場合の利用延長と同等の要件を満たせば延長が可能とする運用に変更しました。

●男性更生施設緊急対応枠に区割当てのない枠の追加

↓現行の各区1枠(指定枠)のほかに、さらに需要があるときに利用が可能となる、特定の区に割り当てのない枠(自由枠)を4施設に計6枠追加しました。

●宿泊所の生活保護受給世帯利用

↓非生活保護受給世帯の利用に限定していた宿泊所について、一定の条件(空き室数等)を満たすとき生活保護受給世帯の利用も可能となる運用に変更しました。

■取組の継続と検証

昨年4月から順次取組が開始され、今月概ね全ての項目が始まったかたちとなります。福祉事務所の要請に基づく出張による説明会については、既に今年度も継続して実施するため事前に希望調査を行い、今月から随時説明会を実施していく予定です。その他、今年度から制度変更・運用方法の変更がスタートした取組もあり、必要に応じて取組状況や施設の利用状況を分析・検証し、取組内容のブラッシュアップを図っていきます。

■再編整備計画の進捗

現在、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度(令和元年度)〜令和10年度」に基づき、令和6年度には救護施設への転換に伴う改築工事を実施するため更生施設淀橋荘を廃止し、宿提淀橋荘を事業休止としました。また、令和7年度末をもって宿提南千住荘を廃止しました。その他にも、昨年10月に無事建替えが完了し、今月から宿泊所高浜荘が装い新たに事業を再開します(詳しくは次頁をご覧ください)。

各区福祉事務所のみなさまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(特別区人事・厚生事務組合厚生部)